

協力不動産店の募集について 【青 梅 市】

住宅確保要配慮者の住まい探しにご協力ください！

青梅市では、高齢者・障がいのある方・子育て世帯・低額所得者・被災者等（＝住宅確保要配慮者）の、民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るために、「青梅市居住支援協議会」を令和8年5月に設置しました。

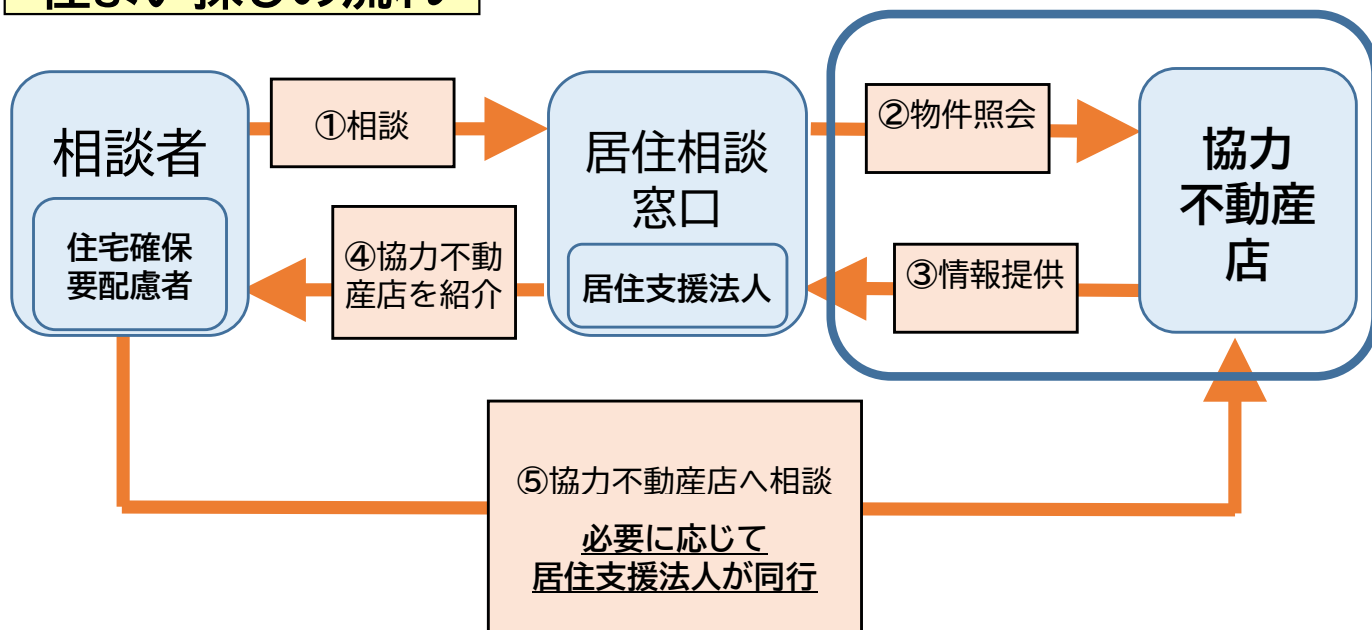
◆民間賃貸住宅の物件紹介にご協力いただける『**協力不動産店**』を募集します◆

協力不動産店とは

青梅市が設置する居住相談窓口と連携して、住宅確保要配慮者の物件紹介にご協力いただける不動産店です。

協力不動産店に登録していただくと市公式HPに掲載させていただきます。

住まい探しの流れ



- ① 居住支援相談窓口で相談者（住宅確保要配慮者）が入居の相談をします。
- ② 居住支援相談窓口から協力店に、相談者の希望条件等をFAX・電子メール等により連絡します。
- ③ 協力店は、青梅市内の紹介できる物件がある場合のみ、その旨を居住支援相談窓口に連絡します。
- ④ 居住支援相談窓口と紹介いただいた協力店で調整のうえ、相談者に当該協力店を紹介します。
- ⑤ 相談者が当該協力店に直接伺います。居住相談窓口の担当者が同行する場合もあります。

（※不動産契約によって必要な支払いは相談者の負担になります。）

登録条件・方法を次ページでご案内しています。

協力不動産店への登録条件

○ 登録できる不動産店(①～③を満たす不動産店)

- ① 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会または公益社団法人全日本不動産協会に所属する不動産店
- ② 青梅市内または青梅市に近接する地方公共団体に所在
- ③ 次のいずれに該当しないこと
 - ・宅地建物取引業法の免許を受けていない者
 - ・宅地建物取引業法にもとづく免許の取消処分を受けている者
 - ・宅地建物取引業法にもとづく業務の停止処分を受けており、当該業務停止の期間に申込みを行っている者
 - ・登録を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者

登録方法

- ① 次の書類を協議会事務局(青梅市都市整備部住宅課住宅政策係)へ電子メール、郵便またはFAXでご提出ください。
 - 宅地建物取引業者免許証の写し
 - 青梅市居住支援協力不動産店登録申込書(様式は市HPにて青梅市協力不動産店事業」と検索してください。)
- ② 協議会事務局で協力不動産店登録簿に登録し、協力店に登録承認通知書を送付します。
- ③ 青梅市公式ホームページ等に協力店として掲載します。

問合せ先

〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1
青梅市 都市整備部 住宅課 住宅政策係

電話 0428-22-1111 内線2529・2533
FAX 0428-22-3508
メール div2570@city.ome.lg.jp

